

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第23回 2019年8月

広東・香港・マカオ・グレーター・ベイ・エリア（粤港澳大湾区）の個人所得税優遇政策の実施 | 広州が補助金・奨励金暫定管理弁法を公布

本アラートの分析対象法規

- 広州市が粤港澳大湾区における個人所得税優遇政策の実施に係る財政補助金支給の暫定管理弁法を公布した。

粤港澳大湾区の7都市（江門市、中山市、珠海市、肇慶市、東莞市、惠州市、佛山市）に対して公布されていた個人所得税優遇政策の実施に係る財政補助金支給の暫定実施/管理弁法に関する意見募集稿に加えて、広州市財政局、広州市科学技術局、広州市人材資源及び社会保障局、国家税務総局広州市税務局も共同して、2019年8月13日付けで「広州市の粤港澳大湾区における個人所得税優遇政策の実施に係る財政補助金支給の暫定管理弁法」（穗財規字[2019]5号、以下「5号文」）を公布した。広州市は、粤港澳大湾区における9都市のなかで現地の実情を踏まえて個人所得税優遇政策の実施に係る人材認定及び補助金支給弁法を率先して打ち出した都市の1つである。

粤港澳大湾区の7都市が公布した意見募集稿の詳細については、KPMGのチャイナタックスアラート[第22期](#)（2019年8月）をご参照ください。

注目ポイント

5号文は、広州市の粤港澳大湾区における個人所得税優遇政策の実施に係る補助金の支給対象、具体的な算定方法及び支給手続きなどの詳細を明確化した。

人材認定条件

下記の基本条件をすべて満たし、且つその他条件のいずれかに該当する外国ハイエンド人材及び不足人材は、大湾区の個人所得税補助金を申請できる。

基本条件（広州市の追加条件、すべてに該当）

- 課税対象期間において、広州市での累計勤務日数が 90 日以上である個人。
- 財政補助金を申請する3年前までに重大な税収違法案件の記録がなく、財政資金の虚偽申請、不正受給、詐欺、流用並びに研究倫理、科学研究の信義誠実の原則に反するなどの信用喪失記録がなく、信用喪失被執行者リストに掲載されていない個人。また、刑事処罰或いは生産・営業の停止、関連業界における許可証或いは営業許可証の取り消し、高額な罰金を科す行政処罰等を受けたことがなく、かつ申請者がその源泉徴収義務者の上述の行為や記録に対して直接的或いは主要な責任を負わず、源泉徴収義務者の法定代表人又は責任者を担わない個人。

その他条件（広州市が制定した条件、いずれかに該当）

- 外国ハイエンド人材に該当する個人は、「広州市外国ハイエンド人材目録」の認定基準を満たさなければならない。そのうち、広州市人材資源及び社会保障局の内設機構である広州市人材弁の承認或いは届出承認を得た下記人材プロジェクトの入選者（又は入選チームのコアメンバー）が含まれる。
 1. 広聚英才計画
 2. 広州市産業先駆者
 3. 広州市人材グリーンカード取得者
 4. 広州市高級人材
 5. 広州市羊城友誼奨
 6. 広州市「嶺南英傑プロジェクト」
 7. その他人材計画
 8. 「広州市高級人材認定基準」に適合する広州市に駐在する中央政府及び広東省直属機関の人員
- 不足外国人材は、「広州市不足人材需要目録」の認定基準を満たし、かつ課税対象期間における個人所得税課税所得額が 30 万人民元以上である外国人。

主に次世代情報技術、人工知能（AI）、生物医薬、新エネルギー材料、電子情報、装置製造とロボット、eコマース（现代物流）、金融、自動車、航空海運、文化創意、プロジェクト建設、教育、医療衛生、専門サービス、経営管理など16業種・分野における不足人材。

「広州市外国ハイエンド人材目録」及び「広州市不足人材需要目録」はリアルタイムで管理され、適時に内容更新し、リリースされる。

補助金の算定方法

補助金は、個人所得の各項目ごとに算定され（総所得金額は総合計算する）、合算して支給される。

個人所得が総合課税項目、経営所得項目に該当する場合、納付した個人所得税額は、次年度に申告し、かつ追納・還付手続き完了後の実際の年間納税額とする。補助金の計算式は下記の通りである。

財政補助金額= \sum （各項目ごと年度ごとの個人所得税税負担差額×各項目ごとの納付済税額の比率）

各項目ごとの納付済税額の比率=各項目ごと年度ごとの广州市での個人所得税納付済税額÷各項目ごと年度ごとの中国国内での個人所得税納付済税額。

書類提出要件

5号文は、財政補助金の申請に必要な書類の詳細を明記したとともに、関連する申請表及び承諾書の見本も提供した。

KPMGの所見

5号文は全体として厳密、明確で依拠性が高い。

人材認定基準の明確化

5号文は外国ハイエンド人材及び不足人材の認定基準を明確に定めた。このうち、4大類人材を外国ハイエンド人材と認定し、16業種・分野の特定職位にある人材を不足人材と認定した。業種及び職位情報の細分化や广州市の重点発展業種・分野の明確化は、関連人材の誘致を促進する。

補助金算定方法の明確化

5号文とその他広東省7都市が公布した意見募集稿との比較を通して、現在、各項目の所得区分の補助金算定方法を明確化したのは、广州市と佛山市の2都市だけである。申請者及び補助金の申請を代行する源泉徴収義務者は、補助金の計算式を使用して、具体的な補助金額をより正確に算出できる。

企業及び個人の準備

5号文は、補助金の申請を予定している企業及び個人のために明確な政策ガイドラインとなった。企業及び個人は、5号文中の人材認定基準及びその他条件に基づき自身の状況を確認・整理した上で、認定条件に適合する申請者のために申請準備作業を開始する。また、認定条件に適合しない申請者の状況を評価することにより、関連する人材認定作業及び最適化を図ることができる。

* * *

KPMGは、今後も引き続き深圳市及びその他粵港澳大湾区の都市に関連する政策を注視しながら、適時関連政策の解説を提供します。粤港澳大湾区の最新動向について、企業及び個人の方々は何時でもKPMGまでお気軽にお問い合わせください。

お問合せ先

華北地域

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 5889

Matsuda Kensuke 松田 健輔

Director ディレクター

Email: kensuke.matsuda@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7034

Li Lisa 李輝

Director ディレクター

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 杞田 正和

Director ディレクター

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華中・華東地域

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Shi Shirley 侍怡

Partner パートナー

Email: shirley.y.shi@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2105

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198